

ひとり親家庭のしおり



勝浦市福祉課 子育て支援係

令和5年4月 改訂

目次

経済的支援

ページ

児童扶養手当.....	2
児童手当・特例給付.....	2
特別児童扶養手当.....	3
子ども医療費助成事業.....	3
ひとり親家庭等医療費等助成制度.....	3
遺族年金.....	4
国民年金保険料免除・納付猶予制度.....	4
国民健康保険税の軽減.....	4
離婚時の年金分割.....	4
所得控除.....	4
個人住民税の控除.....	5
母子・父子・寡婦福祉資金.....	5
小高御代祝金.....	5
母子及び父子世帯高校就学費補助事業.....	5
生活福祉資金貸付制度.....	6
千葉県労働者福祉資金融資制度.....	6
交通遺児等への支援.....	6

教育費支援

就学援助制度.....	7
奨学資金貸付制度.....	7
高等学校等就学支援金.....	7
高校生等奨学給付金.....	7
千葉県奨学資金.....	8
教育一般貸付（国の教育ローン）.....	8
日本学生支援機構奨学金.....	9
あしなが育英会 奨学金.....	9
高校生等通学定期券購入補助金.....	9

子どもについて

市内の保育所・こども園.....	9
一時預かり事業.....	10
放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）.....	10
つどいの広場.....	10
子育て相談 くんくん.....	10
子育て世代包括支援センター ひだまり.....	10

住まいについて

市営住宅.....	11
県営住宅.....	11
母子生活支援施設.....	11

就職支援・資格取得支援

公共職業安定所（ハローワーク）.....	11
ひとり親家庭高等職業訓練促進費支給事業.....	11
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給事業.....	12
母子家庭等就業・自立支援センター就業相談.....	12

相談窓口

子どもと家庭の相談.....	12
女性相談.....	12
女性のための総合相談.....	12
男性のための総合相談.....	13
DV相談.....	13
市民法律相談.....	13
法律相談.....	13
教育に関する相談.....	13
家庭教育相談.....	14
面会交流支援.....	14
養育費相談.....	14
消費生活相談.....	14

関係機関一覧

15

資料

16

経済的支援

児童扶養手当

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障害のあるときは20歳未満）児童を監護する母又は当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父、もしくは、父又は母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

1. 父母が離婚した後、父又は母と一緒に生活をしていない児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
4. 父又は母の生死が明らかでない児童
5. 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
6. 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
8. 未婚の母の児童
9. その他、生まれたときの事情が不明である児童

ただし、以下の1～3に該当する方は、手当を受けることができません。

- 申請する方や児童が日本国内に住所がないとき
- 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所している、または里親に委託されているとき
- 父または母の配偶者に養育されているとき（事実婚・内縁関係を含む）

【手当月額】 監護する児童の数や所得額によって異なります。（令和5年4月以降）

児童数	全部支給	一部支給
1人	44,140円	44,130円～10,410円
第2子加算	10,420円	10,410円～5,210円
第3子以降加算	6,250円	6,240円～3,130円

※ 受給者の所得が限度額以上ある場合は、その年度は手当の全部又は一部が支給停止となります。また扶養義務者（3親等以内の親族）の所得が限度額を超過すると、受給者本人の所得に関わらず全部支給停止になります。

☆ 児童扶養手当の受給者とその家族の方がJR東日本の通勤用定期乗車券を購入するとき料金が3割引になります。割引制度を受けるには事前に福祉課でのお手続きが必要です。

【問い合わせ先】 福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

児童手当・特例給付

【支給対象】 勝浦市にお住まいで中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

【手当月額】

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給。

※ 令和4年10月支給分（令和4年6月分～9月分）から、所得が所得上限限度額以上の場合、手当が支給されなくなります。

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降を指します。

※ 公務員の方は所属庁から支給されます。

【問い合わせ先】 福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

特別児童扶養手当

身体や精神に障害のある児童（20歳未満）を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人（養育者）に支給されます。父母がともに児童を監護している場合は、主として児童の生計を維持している方に支給されます。詳しくはお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】福祉課障害福祉係 TEL 0470-73-6619

子ども医療費助成事業

【助成対象】勝浦市に住所がある0歳から高校生相当年齢*までのお子様の健康保険適用分の医療費、および医師の処方箋による保険調剤代。（高額療養費および各健康保険組合の付加給付分及び他の公費医療費助成制度の適用部分は助成対象から除きます）

対象児童	助成対象	自己負担額	受給券	助成方法
0才～中学校	入院 通院 調剤	なし	あり	健康保険証と受給券を医療機関窓口 に提示
高校生相当年齢の方*		なし (医療機関で一旦医療費を 支払い、申請後に払い戻し)	なし	福祉課窓口で申請後、保護者口座に 医療費を振込

*在学の有無を問わず、18歳以降最初の3月31日まで

【受給券が使えない場合の助成方法について】以下の場合は受給券が使用できませんので、窓口で自己負担分を一旦支払い、後日医療機関に支払った領収書と振込希望口座の通帳（保護者名義）を福祉課窓口にお持ちの上払い戻しの手続きをしてください。

- 千葉県外の医療機関で受診した場合/受給券を忘れたなどの理由で医療機関に提示できなかった場合
- 受給資格はあるが受給券が届く前に医療機関を受診した場合 など

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

ひとり親家庭等医療費等助成制度

【対象者】

- (1)ひとり親家庭などの母または父およびその18歳未満の児童。
- (2)母子家庭の母・父子家庭の父・養育者と18歳の年度末までの児童および父母のいない18歳の年度末までの児童等

※ 児童扶養手当における一部支給に準じて所得制限があります。

※ 令和3年4月より現物給付（子どもを含む受給者に受給券を交付）

助成内容（令和2年11月診療分より制度改正）

通院 診療 1回につき300円

調剤 無料

入院 1日につき300円（食事療養費および生活療養費を含む）

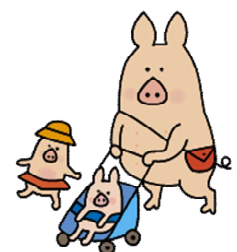
※ 住民税非課税世帯については上記自己負担無し

※ 保険者が給付する附加給付額、公費負担制度により給付額、第三者による賠償額および補填額を除いた額が対象。

※ 県外医療機関では受給券はお使い頂けませんので、領収書を添えて福祉課窓口でお手続き下さい。

④高校生相当年齢の児童が本制度でお支払いの自己負担額は、子ども医療費助成事業の助成対象です。福祉課窓口で払い戻しのお手続きをお願いします。

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618



遺族年金

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金には「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

亡くなった方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件をすべて満たしている場合は、遺族年金を受け取ることができます。

【問い合わせ先】市民課国保年金係 TEL 0470-73-6611

国民年金保険料免除・納付猶予制度

【保険料免除制度】

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請により保険料の納付が免除になります。免除される額は全額、3/4、半額、1/4の四種類があります。

【保険料納付猶予制度】

50歳未満の方が対象で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

【問い合わせ先】市民課国保年金係 TEL 0470-73-6611

国民健康保険税の軽減

世帯の前年の所得が基準額を下回る世帯については、均等割額及び所得割額について減額されます。軽減を受けるためには、住民税の申告書を提出する必要があります。

無収入の方、非課税となる遺族年金・障害者年金等を受給されている方など、確定申告・市県民税の申告が必要でない方でも、軽減を受けるためには申告が必要です。

【問い合わせ先】税務課課税係 TEL 0470-73-6623

離婚時の年金分割

夫婦が婚姻中に築いた財産については、夫婦2人の共有財産として扱われ、年金も共有財産に含まれます。そのため、離婚した場合には婚姻期間中の厚生年金を分割し、それぞれの年金とすることができます。年金分割の対象となるのは厚生年金で、国民年金は分割の対象に含まれません。

年金分割の手続きは、原則として、離婚した日の翌日から2年を経過すると、請求できなくなります。また、すでに離婚が成立し、相手方が死亡した日から起算して1ヵ月を経過すると請求できなくなります。

年金分割を行うには、年金事務所などに請求書を提出する必要があります。請求の手続きをしないと年金は分割されません。

【問い合わせ先】「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（ナビダイヤル）

所得控除

ひとり親控除は2020年に新設。シングルマザー・シングルファザー（男女結婚歴を問わず）が合計所得500万円以下の場合で所定の条件を満たした場合に35万円の所得控除ができます。

	ひとり親控除	寡婦控除
控除額	35万円の所得控除	27万円の所得控除
扶養要件	総所得金額等が48万円以下の生計同一の子がいること	扶養親族がいること（親・祖父母・孫も可）
控除対象者の性別	男女不問	女性のみ
婚姻の有無	現在婚姻状態にないこと。未婚の親も可。事実婚は対象外。	夫と離婚し、現在婚姻関係にないこと。もしくは夫と死別後再婚していないこと。結婚歴が必須。事実婚は対象外。

事実婚の有無の判定は、住民票に「未届の夫／妻」の記載があるかどうかを基準。

【問い合わせ先】税務課課税係 TEL 0470-73-6623

個人住民税の控除

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得額が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。（住民票に「未届の夫／妻」の記載がある場合は対象外）

上記以外で従来の下付に該当する方については、引き続き寡婦控除（控除額26万円）が適用されます。（合計所得金額500万円以下に限る）

また、寡夫控除については廃止となり、ひとり親控除に統合されます。

	－	死別		離別		未婚	
	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人女性	扶養の子有り	30万円	－	30万円	－	30万円	－
	子以外の扶養有り	26万円	－	26万円	－	－	－
	扶養無し	26万円	－	－	－	－	－

	－	死別		離別		未婚	
	合計所得金額	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人男性	扶養の子有り	30万円	－	30万円	－	30万円	－

【問い合わせ先】税務課課税係 TEL 0470-73-6623

母子・父子・寡婦福祉資金

児童（20歳未満）を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するため、貸付を行っています。（貸付は千葉県が行います）

【資金の種類】修学資金、就学支度資金、修業資金、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

修学資金、就業資金、就職支度資金、就学支度資金については、父母のない児童も、法定代理人の同意を得て児童本人が借受者となり、資金の貸付を受けることができます。

- 貸付の利用にあたっては事前に福祉課にご相談下さい。
- 家計の収支状況や貸付の必要性、償還能力などについて審査があります。
- 申請から貸付までに概ね1ヵ月半程度を要します。資金が必要な時期を考えてお早めにご相談下さい。

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

小高御代祝金

**勝浦市独自の制度*

母子家庭・父子家庭などの児童で、小・中学校および高等学校に入学する児童、ならびに中学校を卒業して就職する児童に、祝金を支給します。

【支給額】児童一人につき
 小学校入学 20,000円
 中学校入学 30,000円
 高校入学または就職 40,000円

【申請時期】4月 【支給時期】5月

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

母子及び父子世帯高校就学費補助事業

**勝浦市独自の制度*

母子家庭・父子家庭などで高等学校などに在学する児童の保護者に、補助金を支給します。

【支給額】児童1名につき20,000円 【申請時期】3月 【支給時期】3月

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

生活福祉資金貸付制度

他からの融資を受けられない所得の比較的少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障害者・知的障害者・精神障害者のいる世帯の自立と安定に役立てて頂く為の貸付制度で、資金の用途に応じ「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」があります。

【問い合わせ先】勝浦市社会福祉協議会 TEL 0470-73-6101

千葉県労働者福祉資金融資制度

	中小企業労働者生活安定資金	育児・介護休業者生活安定資金	離職者生活安定資金
要件	1. 中小企業に勤務 2. 1年以上同一事業者に雇用され、年所得150万円以上 3. 県内の同一住所に1年以上居住し、世帯の生計維持者	1. 中小企業に勤務 2. 1年以上同一事業者に雇用され、年所得150万円以上 3. 県内の同一住所に1年以上居住 4. 育児休業または介護休業の方	1. 離職時に雇用保険失業給付受給資格を有し申請を行った方 2. 求職活動中の離職後18ヶ月以内の方 3. 県内に1年以上居住し、世帯の生計を維持している方。
資金用途	療養費又は分娩費・冠婚葬祭費・教育費・住宅の補修費・火災又は事故による損失に充てる費用等	育児・介護休業期間中の生活資金	一般：日常生活費 特別：中小企業労働者生活安定資金と同じ
貸付限度額	100万円	50万円（休業期間3ヶ月以下の場合） 100万円（休業3ヶ月超の場合）	最高30万円（一般資金）・20万円（特別資金） *限度額は一般と特別併せて最高50万円
金利	年1.7%（別途呆料0.7%要）	年1.0%（別途呆料0.7%要）	年1.2%（別途呆料0.7%要）
返済期間	5年以内	5年以内（休業期間中据置含む）	3年以内（3ヶ月の据置期間を含む）
返済方法	元均等月賦又は月賦・半年賦併用		元均等月賦
担保不要・連帯保証人不要（別途0.7%の呆料が上記金利に上乗せ）			

※ 離職者生活安定資金の一般と特別は併用可能。

【問い合わせ先】中央労働金庫の県内各支店・ローンセンター

交通遺児等への支援

自動車事故により保護者が死亡または重度後遺障害が残ることとなったご家族のお子さんへの支援制度があります。詳しくは下記にお問い合わせください。

- 無利子貸付（独立行政法人自動車事故対策機構 千葉支所 043-350-1730）
- 育成給付金、生活資金等の支給（公益財団法人交通遺児育成基金 0120-16-3611）
- 無利子の奨学金（公益財団法人交通遺児育英会）



教育費支援

就学援助制度

経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品や給食費等が援助されます。なお援助の対象となる収入の基準については、世帯全員の収入額を合算したものを基準とし、家族構成や年齢等により異なります。

【問い合わせ先】学校教育課学校教育係 TEL 0470-73-6664

奨学資金貸付制度

市では、経済的理由により修学が困難な方に対し、将来、社会に貢献する人材を育成することを目的として奨学資金貸付を実施しています。

【応募資格】※以下の全てに該当する方

1. 保護者が勝浦市に居住し、高等学校・高等専門学校・大学または専修学校に入学が決定または、在学している方
2. 経済的理由により修学が困難である方 ※所得制限基準がありますが、それぞれの世帯状況によって異なりますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。
3. 最終学年の評定が3.5以上の健康である方。
4. 奨学資金の返還に責任を持てる連帯保証人を2名選任できる方
5. 教育委員会教育課にて実施する面接審査に参加可能な方（申請者本人及び保護者も同席といたします。）

【貸付限度額】

貸付月額 10,000 円（高等学校、中等教育学校（後期課程）、盲・聾・特別支援学校の高等部、専修学校）

貸付月額 30,000 円（高等専門学校、専修学校（専門課程）、大学）

【貸付利息】無利息（返還期日までに返還がなかった場合、延滞利息が徴収されます。）

【返済期間】貸付が完了した月の翌月から起算して、1年後～10年以内に年賦、または半年賦

【問い合わせ先】学校教育課学校教育係 TEL 0470-73-6664

高等学校等就学支援金

【受給資格】

1. 在学要件：高等学校/中等教育学校後期課程/特別支援学校高等部/高等専門学校（1～3年生）/専修学校高等課程/専修学校一般課程/各種学校
2. 在住要件：日本国内に住所を有する方
3. 所得要件：保護者等の課税標準額（課税所得額）×6%－市民税の調整控除額で計算される算定基準額が30万4,200円未満（モデル世帯で年収910万未満）

【支給方法】学校設置者（学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。授業料と就学支援金との差額については、負担する必要があります。また、申請しなければ支援は受けられません。

【支給額】

公立高校：全日制 月額9,900円 定時制 月額2,700円 通信制 月額520円 他
私立高校：全日制・定時制・通信制ともに月額9,900円 ※収入に応じ加算あり

【問い合わせ先】在学する学校

高校生等奨学給付金

授業料以外の教育費の負担軽減のため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度です。

【支給要件】①認定基準日（7月1日）に在学していること。②生活保護受給世帯又は保護者等の市民税所得割額が非課税であること。

【申請手続】在学する学校から申請書類を取り寄せ、学校指定の期日までに学校に提出して下さい。

【問い合わせ先】在学する学校

千葉県奨学資金

【申請方法】在学している高等学校

【申請期間】概ね4月上旬から5月中旬

- 締め切りは学校ごとに異なりますので、担当の先生、又は学校の事務室等にご確認ください。

【申請・採用の基準】

- 高等学校等に在学する者。（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部も含む。）
- 独立の生計を営む成年者でない場合は、保護者が県内に住所を有する者であること。
- 独立の生計を営む成年者である場合は、県内に住所を有する者であること。
- 修学意欲があり、かつ性行が正しい者であること。
- 経済的理由によって修学が困難な者であること。
- 「母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）」の貸し付けを受けていないこと。

【収入基準】家計支持者（父母双方又は父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の年額が、所定の収入基準以下であること。

〔収入・所得の目安〕

区分	給与所得者等の場合 (総収入額)		給与所得者以外の場合 (総所得額)		注1) 目安の金額は、父母両方の収入の合計 注2) 給与所得の場合は収入金額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費を引いた金額
	国公立	私立	国公立	私立	
4人世帯	665万円	735万円	291万円	340万円	
5人世帯	784万円	882万円	376万円	474万円	

【申請条件について】連帯保証人（親権者）と保証人（別生計の成年者）が必要

【貸付金額】希望額を選択できます。

自宅通学・・・10,000円、20,000円、30,000円（私立高等学校等のみ）

自宅外通学・・・15,000円、25,000円、35,000円（私立高等学校等のみ）

【貸付期間】決定月から正規の修学期間*まで

※正規の修学期間 高等学校全日制課程・特別支援学校高等部・中等教育学校の後期課程→3年
高等学校定時制課程・通信制課程→3年または4年
高等学校専攻科→2年

【返還方法】貸付終了月の翌月から据置期間（6か月）を経過した後、規定の年数以内に月賦、半年賦又は年賦の均等払方式（無利子）により返還する。

- 1.月額 10,000円を3年間借受けした場合→10年以内に返還（年額 36,000円程度）
- 2.月額 20,000円を3年間借受けした場合→10年以内に返還（年額 72,000円程度）
- 3.月額 30,000円を3年間借受けした場合→12年以内に返還（年額 90,000円程度）
- 4.大学等に進学する場合や収入が低い場合などに返還を猶予する制度があります。（要申請）

【問い合わせ先】在学する学校

教育一般貸付（国の教育ローン）

- 大学・大学院、短大、高校、高専、専門学校、各種学校、予備校、デザイン学校など
- 入学金、授業料、受験費用、定期券代、在学のためのアパート代、パソコン購入費など
- 中学校卒業以上のお子さまの幅広い学校、様々な用途に対応
- 最高350万円※まで借入れ可能（一定の条件に該当する場合は上限450万円）
- 年1.80%（固定金利）、最長15年の長期返済
- 受験前でも申し込み可能

- 新型コロナウイルス感染症等で家計急変した方に奨学資金の緊急貸付あり。

【問い合わせ先】教育ローンコールセンター

TEL 0570-008656（月～金9時～19時）

日本学生支援機構奨学金

○「貸与型」奨学金（返済必要）

【対象】大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院で学ぶ人（学力や所得等による審査があります。）

第一種奨学金（無利息） / 第二種奨学金（利息付）

入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金（利息付）があります。

【申し込み方法】在学している学校を通して行います

【必要書類】詳しくは、在学する学校の奨学金窓口等にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】在学している学校

○「給付型」奨学金（返済不要）

【対象】経済的に困難な低所得の生徒や、社会的養護を必要とする人（18歳時点で児童養護施設等に入所している/入所していた人等）

- 新型コロナウイルス感染症の影響について支援等措置あり。

【申込方法】在学している高等学校等を通して行います。

あしなが育英会 奨学金

【対象】保護者が病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自殺などで死亡、または保護者が1級から5級の障がい認定を受けていて、経済的援助が必要な家庭の子ども

【奨学金内容】㊦2023年度から制度内容が変わりました

無利子貸与型 一般：貸与月額 40,000円 特別：貸与月額 50,000円

私立大学入学一時金（貸与 40万円）制度もあり。

【問い合わせ先】あしなが育英会 TEL0120-77-8565 <https://www.ashinaga.org>

高校生等通学定期券購入費補助金

*勝浦市独自の制度

【対象となる高等学校等】

高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程

【対象者】

(1)勝浦市内に住所があり、市外の高等学校等に通学するため定期券を購入した生徒

(2)勝浦市外に住所があり、市内の高等学校等に通学するために定期券を購入した生徒

【補助金額】

定期券購入金額の30%

詳しくはこちらをご覧ください。→



子どもについて

市内の保育所・こども園

【開所時間】 勝浦こども園 月曜～金曜 7時～19時

上野保育所 月曜～金曜 7時30分～18時

総野保育所 月曜～金曜 7時30分～18時

土曜保育 7時～19時 ※上野・総野保育所在籍児童も勝浦こども園で保育を実施。

勝浦こども園では時間外保育を実施しています。（時間外保育料 30分50円・年齢に関わらず）

【時間外保育時間】標準時間認定：7時～7時30分、18時～19時

（延長保育）短時間認定：7時～8時、16時～19時

一時預かり事業

【対象】市内に居住する生後4ヶ月頃から小学校就学前までの児童

【利用できる事由】

- ①非定型的保育（就労・就学・通院等）
- ②緊急保育（疾病・災害・出産・事故・付添・看護・介護・冠婚葬祭等）
- ③私的事由による保育（育児リフレッシュ等）

【実施施設】 勝浦こども園・総野保育所

【実施時間】 月曜日～金曜日 8時～16時

【利用料金】 年齢は利用する月の初日の満年齢となります。

3歳未満児	1時間あたり350円	食事代300円
3歳児	1時間あたり200円	食事代300円
4歳児以上	1時間あたり150円	食事代300円

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）

場所	住所	電話
かつうら放課後ルーム	墨名662番地1	0470-73-0127
おきつ放課後ルーム	興津1700番地	興津小学校内 0470-76-2615
ふさの放課後ルーム	蟹田222番地の1	総野小学校内 0470-77-1511
うえの放課後ルーム	植野元宮田34番地	上野集会所内 0470-76-0130
とよはま放課後ルーム	新官65番地	豊浜小学校内 0470-73-3112

【対象児童】市内に住所があり、市内の小学校に就学する1～6年生
（保護者が労働などにより、昼間家庭において適切な監護ができない児童）

【開設日時】月曜～金曜：授業終了後～18時30分

土曜・小学校の長期休業日・臨時休校日：7時30分～18時30分

【保護者負担金】1ヶ月6,000円（毎日のおやつ代含む）※減免制度があります

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

つどいの広場

子育て中の悩みや子育てのコツなどをテーマにして一緒に考えていきます。（保護者対象）

【問い合わせ先】勝浦市こども館 TEL 0470-73-0001

子育て相談 ぐんぐん

お子さまの発達・発育に関する相談や子育ての悩み、遊ばせ方、就学に関する相談をしています。

【内容】臨床発達心理士・言語聴覚士による個別相談

【対象】0歳から小学校就学前のお子さま

【日程】隔月開催、日程は広報・市HP等に掲載

【会場】勝浦こども園 子育て支援室 または 勝浦市こども館

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

子育て世代包括支援センター ひだまり

妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談支援をしています。お子さん本人・祖父母などご家族からの相談もお受けします。まずはご相談下さい。

【問い合わせ先】勝浦市福祉課内 ひだまり直通 TEL 0470-73-5588

住まいについて

市営住宅

住宅に困窮する世帯のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦は、市営住宅に優先的に入居することが出来ます。

【問い合わせ先】都市建設課管理係 TEL 0470-73-6628

県営住宅

母子・父子世帯、DV被害者世帯は、入居募集の抽選では一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮されています。

【問い合わせ先】千葉県住宅供給公社住宅管理部
TEL 043-222-9200（8時30分～17時15分、募集期間中以外は土日祝休み）

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能です）
さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援しています。

【サービス内容】

- ・母親と子どもと一緒に生活できる住居の提供
- ・自立を支援するための、就労・家庭生活・児童の教育等に関する相談や助言
- ・DV被害者の一時保護や相談

【利用料】

- ・世帯の所得に応じた負担があります。
- ・光熱水費については実費負担となります。

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

就職支援・資格取得支援

公共職業安定所（ハローワーク）

求職活動をしている方がその能力や適正にふさわしい仕事につくことが出来るよう、求人情報を提供し職業相談や職業紹介を行っています。

【問い合わせ先】ハローワークいすみ 電話(代)0470(62)3551
8時30分～17時15分（土日祝・年末年始除）

インターネットハローワーク <https://www.hellowork.go.jp/>

*ハローワークではインターネットに掲載されていない求人も探すことが出来ます。

ひとり親家庭高等職業訓練促進費支給事業

母子または父子家庭の母または父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修学する場合に、一定期間支給。

【対象となる資格】看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの国家資格

【対象者】20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある方。

【支給金額】対象期間：全期間（上限24ヶ月）

市民税非課税世帯 月額100,000円 市民税課税世帯 月額70,500円

◆高等職業訓練終了支援給付金
高等職業訓練促進給付金の対象資格取得のため2年以上修業しカリキュラム終了をした方に給付。

【支給金額】市民税非課税世帯 50,000円 市民税課税世帯 25,000円

※必ず、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給事業

母子・父子家庭の母または父が就業に向けて自己能力の開発につながる講座を受講し修了した場合に、受講料の一部を支給します。※必ず事前にご相談ください。

【対象となる講座】雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【対象者】市内に住所を有するひとり親で、以下の要件を全て満たす方

- ・20歳未満の子どもを養育している方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある方
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる方

【支給金額】対象講座の受講料の6割（上限20万円、1.2万円以下の場合は支給されず）

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL 0470-73-6618

母子家庭等就業・自立支援センター就業相談

ひとり親家庭の親等を対象として、就業相談や養育費相談に応じるほか、無料職業紹介や就業情報を提供しています。また技能習得や資格取得のための就業支援講習会を実施しています。

【相談方法】来所・電話・FAX

【問い合わせ先】千葉県母子寡婦福祉連合会

Tel/Fax 043-225-0608（就業相談専用:月～金9時30分～16時30分）

相談窓口

子どもと家庭の相談

- ・近くに相談する人がいない
- ・どこに聞いたらいいのかわからない
- ・誰かに話を聞いてもらいたい
- ・地域の情報が知りたい
- ・進学資金の準備のために利用できる貸付や奨学金について
- ・制度やサービスについて知りたい など

お話を伺い、解決のお手伝いをします。（来所・電話いずれも可）

【問い合わせ先】福祉課子育て支援係 TEL0470-73-6618（子ども家庭総合支援拠点）

kosodate-f@city-katsuura.jp 8時30分～17時15分（閉庁日除く）

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みや心配事について電話や面接で相談をお受けしています。夫や恋人からの暴力、夫婦間の悩み、家庭のこと、生活のこと、自分らしく生きたいなど、ひとりで悩まずまずはお電話でご相談ください。（秘密厳守、相談無料）

【問い合わせ先】千葉県女性サポートセンター 相談専用電話 043-206-8002（365日24時間）

女性のための総合相談

【相談専用電話】千葉県男女共同参画センター 04-7140-8605
面接相談（無料託児有り）・カウンセリング・法律相談・こころの相談（全て要予約）
火曜～日曜9時30分～16時（月曜・祝日・年末年始・臨時休館日は休み）

男性のための総合相談

【相談専用電話】千葉県男女共同参画センター 043-308-3421
 (毎週火・水曜日 16時～20時、土曜 12時～16時 30分 祝日・年末年始は休み)

DV相談

施設名	相談電話	内容
DV相談 ^{プラス}	0120-279-889 24時間受付	電話・メール 24時間受付 チャット相談 12時～22時 https://soudanplus.jp
DV相談ナビ	#8008 (ハレレバ) 全国共通	最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります
勝浦市福祉課	0470-73-6618 月曜～金曜 8時30分～17時15分	電話・対面相談を行っております
千葉県女性サポートセンター	043-206-8002 365日 24時間	女性のための電話相談・面接相談のほか、法律相談・心とからだの健康相談等を行なっています。また、相談内容により必要に応じて一時的に保護し、次のステップに向けて支援します。
千葉県男女共同参画センター	(女性) 04-7140-8605 火曜～日曜 9時30分～16時 (男性) 043-285-0231 火曜・金曜 16時～20時	女性のための電話相談・面接相談のほか、カウンセリング・法律相談・こころの相談も行っています。また、男性のための電話相談・カウンセリングも行っています。
夷隅健康福祉センター (配偶者暴力相談支援センター)	【専用電話】0470-73-0801 月曜～金曜 9時～17時 面談相談 毎週水曜 (要事前予約)	DV専門相談のほか、女性のための健康相談や、こころの相談、酒害相談なども実施しています。
警察	千葉県警察本部相談「サポートコーナー」 043-227-9110 (#9110) 平日 8時30分～17時15分 又は所轄の警察署へ	命の危険を感じたら、まず110番! 加害者の暴力を制止するほか、加害者を検挙したり、加害者への指導も行います。相談も受付ています。

市民法律相談

土地・建物・相続・金銭・離婚等の法律全般 (相談定員は、先着7名まで)
 毎月2回 13時～16時

※実施日は毎月変わりますのでお問い合わせください
 ※事前に予約が必要です

【会場】勝浦市役所

【問い合わせ先】総務課総務係

TEL 0470-73-6646 e-mail: soumu@city-katsuura.jp

法律相談

- ・法テラス千葉 (弁護士による無料法律相談) TEL 050-3383-5381
- ・千葉県弁護士会 DV問題法律相談 (無料) TEL 043-306-1847
- ・千葉県弁護士会法律相談 (有料) TEL 043-306-1847

教育に関する相談

【期日・時間】8時30分～17時15分 (閉庁日除く)

【問い合わせ先】学校教育課学校教育係

TEL 0470-73-6664 e-mail: gakkou-g@city-katsuura.jp

家庭教育相談

【期日・時間】毎週火・水・金曜日 8時30分～16時

【問い合わせ先】生涯学習課生涯学習係
Tel 0470-73-6665

e-mail: syakyou-s@city-katsuura.jp

面会交流支援

父母や子どもが安心して面会交流出来るよう、家庭裁判所の調停委員経験者等による付添いや受け渡し等と費用助成を行います。

【問い合わせ先】千葉県母子寡婦福祉連合会

Tel 043-222-5818

e-mail: chibak-bosi@ce.wakwak.com

養育費相談

▶千葉県母子家庭等就業・自立支援センター 養育費相談事業

【相談日】毎月第2土曜日(都合により変更となる場合があります)

【相談時間】13時～16時 1人40分程度(1日あたり4人まで)

【相談場所】千葉県母子福祉会館 千葉市中央区亥鼻 2-10-9

【相談料金】無料 【託児サービス】有り(要事前予約)

【駐車場】有り(要事前予約)

●この他に、年10回程度移動相談を実施しています。

【問い合わせ先】千葉県母子寡婦福祉連合会 事務局

Tel 043-222-5818

9時30分～16時30分(土日・祝祭日を除く)

▶公益社団法人 家庭問題情報センター 養育費等相談支援センター

養育費と面会交流について電話やメールによる御相談をお受けしています。

【電話相談】平日10時～20時(水曜のみ12時～22時)

土曜・祝日 10時～18時 Tel 03-3980-4108 0120-965-419

メール相談 info@youikuh.or.jp

消費生活相談

消費生活や個人情報の保護に関する苦情や問い合わせについて、解決のための助言などを行います。

【相談専用電話】047-434-0999

(月～金9時～16時30分 土9時～16時 祝休日・年末年始除)

【消費者ホットライン】188(いやや!) 全国共通電話番号

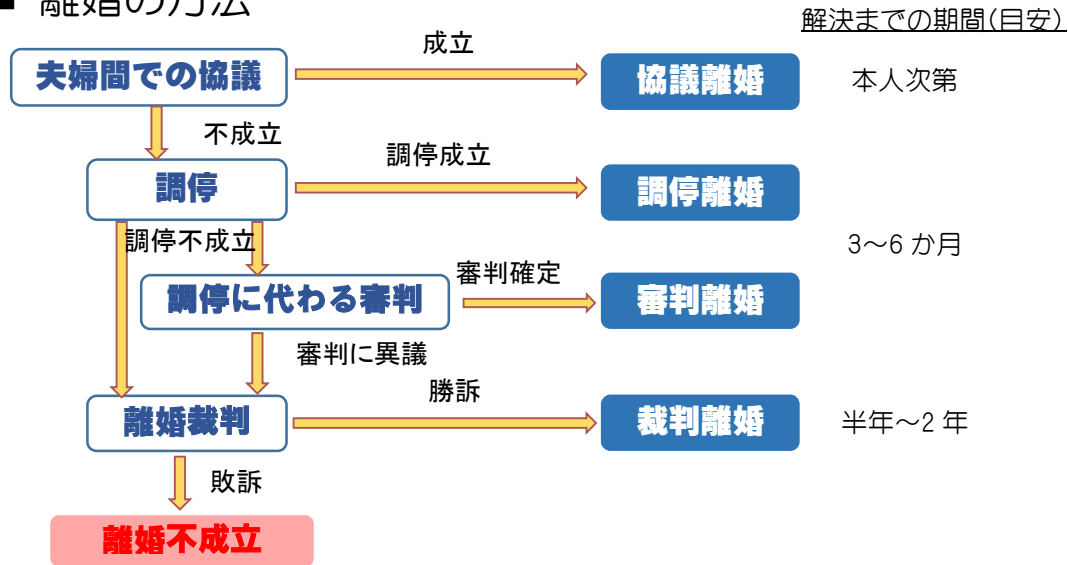


関係機関一覧		
名称	電話	備考
勝浦市役所 福祉課子育て支援係	0470-73-6618	各種手当、母子・父子・寡婦福祉資金他ひとり親に関する相談窓口、保育所・放課後ルーム入所受付、子育て相談、DV相談
市民課市民係	0470-73-6612	戸籍、住民票、マイナンバー等に関する窓口
市民課国保年金係	0470-73-6611	国民健康保険、年金に関する窓口
税務課課税係	0470-73-6623	市県民税等に関する窓口
学校教育課学校教育係	0470-73-6664	学校、市の奨学金に関する窓口
千葉県女性サポートセンター	043-206-8002 365日24時間	女性のための電話相談・法律相談、法律相談、一時保護
千葉県男女共同参画センター	女性総合相談 04-7140-8605 男性総合相談 043-285-0231	火曜～日曜9時30分～16時 電話、面談、カウンセリング、法律相談 火・水曜日16時～20時 電話、カウンセリング
夷隅健康福祉センター	0470-73-0145	福祉に関する総合相談、DV相談（専門相談員による）、児童に関する相談等
子山子ども家庭支援センター （児童家庭支援センター）	0470-63-1919	地域の児童に関する相談窓口 月～金9時～18時
東上総児童相談所	（相談専用） 0475-27-5507 全国共通ダイヤル 「189」	児童に関する相談（しつけ、教育、適性、養護、障害など） 児童虐待に関する相談・通告
ハローワークいすみ	0470-62-3551	ハローワークインターネットサービス https://www.hellowork.go.jp/
千葉年金事務所	043-242-6320	ねんきんダイヤル0570-05-1165 インターネットで相談チャット・年金Q&A有
母子家庭等就業・自立支援センター	043-225-0608	養育費相談、面会交流支援、就業支援講習会等
千葉家庭裁判所一宮支部	0475-42-3531	離婚調停、離婚訴訟、子の氏の変更手続等
法テラス千葉	0570-078315	離婚や養育費など、法律に関する相談
勝浦市社会福祉協議会	0470-73-6101	生活福祉資金貸付に関する相談・受付等



資料

■ 離婚の方法



■ 子育てに必要な費用

〈出典 ベネッセ教育情報サイト、リクルート スタディサプリ進路関係サイト〉

小学生教育費	公立約 211 万円/私立約 1,000 万円
中学生教育費	公立約 162 万円/私立約 430 万円
高校生教育費	公立約 154 万円/私立約 316 万円
	大学受験費用約 30 万円
大学生学費	国公立大学 約 243 万円
(4 年間)	私立大学 文科系 約 398 万円
	理科系約約 542 万円
	医歯系約約 2,357 万円
下宿費用	1 か月 12 万 5,040 円
仕送り額	年間平均 102 万 3,000 円



勝浦市福祉課子育て支援係

〒299-5292

千葉県勝浦市新官 1343 番地の1

電話 0470-73-6618

kosodate-f@city-katsuura.jp